

京浜臨海部守屋・恵比須地区研究開発拠点施設整備・運営等事業の取組状況について

1 本事業の本市施策上の位置付け及び事業目的

「中期4か年計画（2014-2017）」において、京浜臨海部については、「研究開発拠点としての機能強化」を掲げています。また、「成長分野育成ビジョン」において、守屋・恵比須地区（神奈川区）については、「研究機能への転換による新たな研究開発拠点の形成」と位置付けています。

そこで、すでに研究開発向けテナントビルや研究開発機能等の立地が進んでいる同地区において、より一層の研究開発拠点としての機能を強化するため、民間主導による研究開発拠点施設を整備します。

2 公募地

本事業の遂行のため、未利用・低利用となっていた不整形な市有地を有効活用し、平成28年3月に、昭和電工株式会社が所有する整形な土地との交換により取得しました。

<土地交換の概要>

- H27.12.21 昭和電工株式会社と土地交換仮契約締結
 H28.2.24 平成28年第1回市会定例会での議決により、本契約として発効
 市交換渡地：不整形な市有地（JR貨物線跡地）7,222.77㎡
 市交換受地：整形な昭和電工株所有地 4,403.76㎡
 H28.3.25 所有権移転、土地引渡し

3 事業者公募の状況

平成29年1月20日に、研究開発拠点施設の整備、運営及び維持管理を行う事業者の公募を開始し、1月27日に公募説明会を行い、9社にご参加いただきました。

3月24日を受付期限とした参加表明は、1社からご提出いただきましたが、5月12日を受付期限とした提案については、参加を辞退されました。

【公募の概要】

公募地の概要	所在地	神奈川区恵比須町2番10外
	地積	4,403.76㎡
	用途地域等	工業専用地域（60%、200%）、臨港地区（工業港区）
事業主体	京浜臨海部の活性化に寄与し、当地区の研究開発拠点の形成をリードする事業者を公募により選定 [募集対象] ・企業等の研究開発機能が入居可能な、賃貸向けの研究開発施設 ・企業の自社の研究開発施設のいずれかの整備、運営及び維持管理を行う事業者	
土地	市から事業者へ事業用定期借地により貸付け [貸付期間] ・施設の稼働期間20年以上を必須とし、50年未満の範囲での自由提案	
導入機能	研究開発機能及びその付帯施設	
スケジュール	公募開始	平成29年1月20日
	公募説明会	平成29年1月27日
	参加表明受付期限	平成29年3月24日
	提案書受付期限	平成29年5月12日

4 常任委員会説明経過

- 平成28年2月19日 市第209号議案 神奈川区恵比須町所在土地と同町所在市有土地との交換
 平成28年6月1日 市第5号議案 京浜臨海部守屋・恵比須地区研究開発拠点施設整備・運営等事業者選定委員会条例の制定
 平成28年12月13日 京浜臨海部守屋・恵比須地区研究開発拠点施設整備・運営等事業の取組状況について

5 今後の進め方

時宜を得た提案が可能となるよう常時公募を導入するなど、公募スケジュールの見直しを行い、再度の公募手続を行います。

